

## 防府市スポーツ協会 スポーツ合宿補助金交付要綱

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ合宿のため市外から本市を訪れるスポーツ団体を支援することにより、本市におけるスポーツの振興、スポーツによる地域の活性化等に資するため、防府市スポーツ協会 スポーツ合宿補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 合宿 スポーツ団体が、宿泊施設に宿泊し、スポーツの技術向上を目的に練習や強化試合・交流試合のための宿泊を伴う活動をいう。ただし、大会等への参加に伴う宿泊及びその前日泊に係る宿泊数は含まない。
- (2) スポーツ団体 社会人で構成される団体もしくはその他防府市スポーツ協会会長（以下、「会長」という）が特に必要と認める団体で、スポーツ競技を行うことを目的として設置された団体とする。なお、当該団体の構成員には、選手（補欠を含む。）、顧問、部長、監督、コーチ、マネージャー等を含むものとする。
- (3) 宿泊施設 防府市内の旅業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設（バンガロー、キャンプ場は除く）をいう。
- (4) 交流事業 スポーツ団体が防府市内で地域住民とスポーツを通じた交流を行うことをいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる合宿は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

- (1) 防府市外のスポーツ団体であること。
- (2) 合宿を2名以上の参加者で行うものであり、一回の合宿における延べ宿泊者数(合宿の参加人数に宿泊数を乗じて得た数をいう。以下同じ。)

が20人以上であること。

(3) 合宿期間中又は合宿開始日と同じ年度内に交流事業を開催すること。

(4) 各種大会等への参加を目的としないもの。

(5) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。

(6) 公序良俗に反しないものであること。

(7) 国、都道府県及び他の地方公共団体等から当該スポーツ合宿に対する助成を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、延べ宿泊者数に1人あたり3,000円を乗じて得た額とする。なお、同一スポーツ団体が1年間に受けることができる補助金の額は、30万円を限度とし、同一年度に複数回合宿を行う場合、限度額までは補助金を受けすることができる。

2 スポーツ団体が合宿期間中の移動のために借り上げる自動車の借上料(道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料に限る)については、前項に定める補助金とは別に、同一年度につき8万円を限度とし、同一年度に複数回合宿を行う場合、限度額までは補助金を受けすることができる。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、合宿を開始するまでに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) スポーツ合宿計画書(様式第1号)

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 会長は、前条の書類の提出があったときは、審査の上、適当と認めるときに、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、スポーツ合宿補助金交付決定通知書(様式第2号)により、前条の書類を提出した者(以下「補助対象者」という。)に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(合宿計画の変更等)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象者は、合宿計画の内容を著しく変更し、又は中止しようとするときは、書面により会長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、合宿が終了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ合宿等実績報告書(様式第3号)
- (2) 宿泊者名簿(様式第4号)
- (3) 宿泊したこと証明する書類
- (4) 自動車借上料に係る領収書の写し
- (5) その他必要と認められる書類

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条の規定により実績報告が行われた場合において、その内容を審査し、必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、スポーツ合宿補助金交付確定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 会長は、前条の規定による通知を受けた補助対象者から適正なスポーツ合宿補助金交付請求書(様式第6号)の提出を受けたときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消)

第11条 会長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) その他会長が補助金を交付することが適当でないことを認めたとき。

(検査等)

第12条 会長は、補助金の適正な運用を図るため、必要があるときは補助対象者に対し報告を求め、又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

防府市スポーツ協会会長 様

団体名

住所

代表者名

電話番号

年度 スポーツ合宿計画書

下記のとおり防府市でスポーツ合宿を実施したいので防府市スポーツ協会スポーツ合宿補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

①	団体の名称				
②	競技種目				
③	実施期間	年 月 日～ 年 月 日			
④	宿泊期間	年 月 日～ 年 月 日 (計 泊)			
⑤	参加予定人数	人	⑥	延べ宿泊者数 (④×⑤)	人
⑦	宿泊施設				
⑧	自動車の借り上げ	有 ・ 無			
⑨	交流事業 の内容				

2 添付書類

- (1) 宿泊者氏名が確認できる書類
- (2) その他会長が必要と認める書類

【申告書】

第 3 条第 7 号関係 今回のスポーツ合宿にあたり、国、都道府県及び他の地方公共団体等から同様の補助金は受けておりません。

様式第 2 号

第 号

年 月 日

〇〇様

防府市スポーツ協会会長

年度 スポーツ合宿補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったスポーツ合宿補助金について、下記のとおり交付の決定をしたので、防府市スポーツ協会 スポーツ合宿補助 金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額 金                      円

2 補助金の交付条件

- (1) この補助金の対象となる合宿は、合宿計画書記載のとおりとする。
- (2) 合宿の計画を変更しようとするときは、速やかに変更内容を書面で会長に提出しなければならない。
- (3) 交付条件（該当の場合のみ）

--

年 月 日

防府市スポーツ協会会長 様

団体名

住所

代表者名

電話番号

スポーツ合宿等実績報告書

年 月 日付で交付の決定を受けたスポーツ合宿補助金について、補助対象事業が完了したので、防府市スポーツ協会 スポーツ合宿補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象合宿の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

2 添付書類

- (1) 宿泊したこと証明する書類
- (2) 宿泊者名簿（様式第 4 号）
- (3) 自動車借上料に係る領収書の写し
- (4) その他必要と認められる書類

## 様式第 4 号

## 宿泊者名簿

No	氏名	役職	No	氏名	役職
1			1 6		
2			1 7		
3			1 8		
4			1 9		
5			2 0		
6			2 1		
7			2 2		
8			2 3		
9			2 4		
1 0			2 5		
1 1			2 6		
1 2			2 7		
1 3			2 8		
1 4			2 9		
1 5			3 0		

様式第 5 号

第 号

年 月 日

〇〇様

防府市スポーツ協会会長

年度 スポーツ合宿補助金交付確定通知書

年 月 日付で申請のあったスポーツ合宿補助金について、下記のとおり交付額が確定したので、防府市スポーツ協会 スポーツ合宿補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付確定額 金                      円

年 月 日

防府市スポーツ協会会長 様

団体名

住所

代表者名

電話番号

スポーツ合宿補助金交付請求書

年 月 日付で補助金額の確定があったスポーツ合宿補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先口座

金融機関		<input type="checkbox"/> 銀行				
		<input type="checkbox"/> 信用金庫		<input type="checkbox"/> 本店		
		<input type="checkbox"/> 協同組合		<input type="checkbox"/> 支店		
		<input type="checkbox"/> 信用組合				
口座番号	<input type="checkbox"/> 普通					
	<input type="checkbox"/> 当座					
ゆうちょ銀行	通帳記号			通帳番号		
	1			0		
口座名義人	フリガナ					
	氏名					